

2024年9月26日

Verified by GS1 利用規約（登録事業者用）変更のお知らせ

平素は Verified by GS1 をご利用いただきありがとうございます。GS1 Japan は、2024 年 10 月 1 日に GS1 Japan から GS1 事業者コードを貸与された事業者向けに Verified by GS1 のサービス提供を再開します。

それに伴い、「Verified by GS1 利用規約（登録事業者用）」の変更を行います。以下に主な変更点を記載しますので、ご確認の程よろしくお願いいたします。

【改正日】

2024 年 10 月 1 日（火）

【主な変更点】

- 第 1 条（定義）の見直しと、それに伴う全体的な記載内容の修正を行います。
- 条文の記載の順番の変更を行います。

【対象箇所】

- 第 1 条（定義）
- 第 2 条（規約への同意）
- 第 3 条（VbG の利用）
- 第 4 条（利用料金）
- 第 5 条（情報の適格性非保証）
- 第 6 条（非保証）
- 第 7 条（禁止行為）
- 第 8 条（利用停止等）
- 第 9 条（VbG の変更・中断・終了）
- 第 10 条（個人情報の取扱い）
- 第 11 条（反社会的勢力の排除）
- 第 12 条（権利帰属）
- 第 13 条（紛争処理および損害賠償）
- 第 14 条（準拠法・裁判管轄）
- 第 15 条（本規約の変更）

以上